

会長談話

「農地法等改正法」が本日参議院本会議で可決・成立したことについて、法案成立に尽力された関係者の皆さまのご労苦とご尽力に深甚の敬意を表するものであります。

また、今回の改正により、農業委員会の役割と責任が質量ともに増大し、身の引き締まる思いであります。

われわれ農業委員会系統組織では、今般の「農地制度改革」に対し、農業委員会段階から組織討議を積み上げ、政策提案や意見を申し述べて参りました。

その要点は①将来とも株式会社一般の農地所有権取得を容認しないこと、②不耕作や転貸を目的とする農地の利用権取得を防止すること、③認定農業者等の地域の担い手の育成等の取り組みの障害とならないことの3点であり、このことが担保されることで、法案に賛成の立場から早期成立を求めて参りました。

衆参両院で30時間を超える真摯・真剣な議論が行われ、なかんずく衆議院において、耕作者の権利取得の促進や耕作者の地位の安定、さらには、一般法人（企業）等の利用権取得に当たって、業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事する要件の追加等の修正がなされました。

のことにより、農地の権利取得者は農作業に常時従事する個人と農業生産法人の耕作者が基本であることをより明確にするとともに、一般法人の農業参入による様々な懸念に対する払拭措置をより強化したものと受け止めております。

われわれ農業委員会系統組織は、農業委員をはじめとする関係者の意識改革に努めつつ、その役割と責任を深く受け止め、施行を待たず直ちに、この新たな農地制度の周知・徹底に取り組んで参ります。そして、施行後は改正法をはじめとする法令事務について透明性の向上、公平・公正性の確保に留意して適正実施に努め、組織を賭して頑張って参る所存であります。

関係方面におかれては、改正法の施行に当たり、農業・農村現場で適正に執行できるよう客観的かつ具体的な判断基準を政令・省令、運用通知などにおいて明らかにするとともに、農業委員会の体制整備と円滑な業務運営がなされるよう、万全な対応をお願い申し上げます。

平成21年6月17日

全国農業会議所
会長 太田豊秋